

差止請求案件

	時期	事業者	事業者の営む事業の業種	申入れ等の内容	事業者の対応状況
1	2016. 5. 23 ～ 2017. 1. 23	事業者A	水回りの修理業等	業者配布の広告には「出張費見積無料」と記載されているところ、実際には出張費を請求することがあり得るとのことであったため、景品表示法5条2号に違反しているとして、申し入れをした	「今後配布する折り込み広告に「出張見積もり無料」のみの記載でなく、例外的に点検や確認作業の内容により料金が発生することもある旨、注意書きを追記する。」旨の回答があり、当法人の申し入れを受け入れた。
2	2017. 4. 26 ～ 2017. 8. 23	事業者B	司法書士	過払金が存在しない場合、任意整理や破産申立等を行う際に依頼者に費用負担を求めることがあるとするとホームページ上の「エフアンドパートナーズなら着手金&調査費は無料です。」といった記載はいわゆる景品表示法5条2号に違反する恐れがあるため問合せを行った	問い合わせ文書を発送した結果、「指摘については了承し、ホームページの記載内容を変更する」との回答を得た。ホームページを確認したところ、着手金・調査料が無料とならない場合がある旨記載される形で変更されていたので、解決となった
3	2017. 4. 26 ～ 2020. 10. 12	事業者C	マラソン大会参加者の募集、実施	申込規約5条「主催者の行う参加者の傷病に対する応急措置につき、その方法・経過等について、主催者の責任を問いません。」と規定している点、同6条「私は、大会開催中の事故・紛失・傷病等に関し、主催者の責任を免除し、損害賠償等の請求を行いません。」と規定している点、及び7条「大会開催中の事故・傷病への補償は大会側が加入した保険の範囲内であることを了承します。」と規定している点については、同法8条に違反しているとして、申し入れを行った。 また、申込規約1条前段「自己都合による申込後の種別変更・キャンセルはできません。」後段「過剰入金・重複入金の返金は致しません。」と規定している点については消費者契約法10条に違反しておそれがあると指摘した上で、規程した趣旨を問い合わせた。	事業者より、申し入れのとおり、5条については「私は、大会開催中に傷病が発生した場合、応急手当を受けることに異議ありません。」と改訂し、6条は削除し、7条は「大会開催中の事故・傷病への補償は大会側が加入した保険の範囲内であることを了承します。(主催者側に故意または重大な過失があった場合は除く)」するとの回答があり、規約の改正を確認した。 なお、1条については当法人とのやり取りの中で、事業者において「自己都合による申込後の種別変更はできません。なお、キャンセル場合は、お申し出時点までの必要経費並びに手数料を差し引いて返金いたします。また、過剰入金・重複入金の場合は、当方で大会前日までに確認できたものに限り、手数料を差し引いて返金します。」と改訂した。

					これらの規約改定を確認したことから終了とした。
4	2017. 5. 30 ～2018. 2	事業者D	相続成年後見に関する相談 いわゆる終活ノートの販売等	新聞広告にいわゆる終活ノートの販売及び講座の申込に関する記載があるが、価格等の記載が無いため、特定商取引法11条及び同施行規則に定める表示義務違反があると思われた。意図的に表示しない手法であれば有利誤認等の可能性も生じうるため、記載していない理由について問合せを行った。	事業者及び広告代理店より、特商法11条所定の必要事項の記載をすべき点を確認不足であり今後適切に表示する旨の回答があり、意図的な不表示ではなく、是正する内容の回答であったため、特商法第58条の19に該当するものとは判断せずに終了となった。
5	2017. 12. 22 ～ 2018. 6. 25	事業者F	商品広告・販売等	新聞広告に商品Aという消火用品が記載されていたところ、販売会社、支払方法、返品可否などの記載が無く、特定商取引法11条及び同施行規則に定める表示義務違反の恐れがあったこと、及び「ご愛読者限定価格」と表記があったところ通常価格との差が不明であったことから、問合せを行った。	問合せ書を発送したところ、「通信販売との認識がなかったため表示に不足があった。今後表示を見直す。」旨の回答、及び「購読者でなくても購入が可能であり限定的に安く買えるかのような印象を消費者に与える記載であったため今後内容を是正する。」旨の回答があったことから終了とした。
6	2018. 9. 21 ～ 2020. 9. 18	事業者H	金融業	カードローンの規約10条1項6号「借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額の期限の利益を失い、第6条及び第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。⑥借主に相続の開始があったとき。」という規定が、消費者契約法10条に違反しているとして申入れを行った	事業者より、該当条項を削除した新しい規約の提供があり、削除を確認したために終了とした。
7	2018. 9. 21 ～ 2020. 7. 28	事業者I	銀行カードローン等	カードローン規約13条1項8号「1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知勧告が無くても、この取引による一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済します。(8) 相続の開始があったとき。」という規定が、消費者契約法10条に違反しているとして申入れを行った	事業者より、該当条項を削除した新しい規約の提供があり、削除を確認したために終了とした。

8	2019. 7. 1～ 2019. 10. 21	事業者L	商品広告・販売等	<p>「みんなのマチコレ!」という情報誌にハズキルーペという商品の販売広告が記載されていたところ、代金支払方法、商品引渡時期、返品可否などの記載が無かったため、特定商取引法11条及び同施行規則に定める表示義務違反がある旨伝えた。</p> <p>また、広告内容に「ご購入者様限定! 送料無料!」と記載されているところ、ハズキルーペの公式ショッピングサイトにおいても「送料無料」の旨表示されていたため、同記載は景品表示法第5条1項第2号に違反しているとして申入れを行った。</p>	<p>記載に不備があることを認め、今後の対策として複数の人間でチェックするようにする旨回答があった。</p> <p>また、送料無料についても、公式ショッピングサイトから購入した場合でも送料が無料であることから、当該標記は消費者に誤認される可能性がある旨認め、今後の対策として複数の人間でチェックするようにする旨回答があった。</p>
9	2019. 7. 1～ 現在	事業者M	スポーツクラブ営業等	<p>規約5条「②1ヶ月会員様が一旦納入した会費は理由の如何を問わず返還しません。③6ヶ月会員様及び12ヶ月会員様が納入した会費につきましては、以下の事由がある場合に限り、退会される月までの会費を月払いに換算し、同換算金額と、お支払い済みの会費から1月分の会費相当額を控除した金額との差額を返還します。(1)当施設の長期間の休業等により、会員様において入会した目的を達成することが困難と認められる場合(2)その他当施設においてやむを得ないと認めた場合」という規定については、消費者契約法8条1項及び同法10条に違反しているとして、</p> <p>同12条「当施設内で発生した盗難、紛失、損害、その他の事故の責任については当施設では一切の責任を負いません。また入場者が当施設利用に際して、入場者の責めに帰すべき事由により入場者が受けた損害については、当施設は一切の損害賠償責任を負いません。」という規定につ</p>	<p>再三の督促にもかかわらず事業者より回答はなし。県内事業者ということもあり、他の適格消費者団体に任せるということも不適切であるという判断のもと、適格認定後に訴訟を検討。</p>

				<p>いては、同法8条1項に違反しているとして、</p> <p>同13条「また、入場者が他の入場者その他第三者に損害を与えた場合、いかなる事由においても当施設はその責任を負わないものとします。」という規定については、同法8条1項に違反しているとして、</p> <p>同16条「当施設は7日前までにインターネットの利用、当施設受付への掲示その他の方法により会員様に周知することにより本規約の改定を行うことができます。なお改定した本規約の効力は全入場者に及ぶものとします。」という規定については、同法10条に違反しているとして申入れを行った。</p>	
10	2020.2.3～ 現在	事業者N	スポーツクラブ営業等	<p>規約12条「(3) 一度納入した諸費用は、返還できません」という規定は、消費者契約法8条1項及び同法10条に違反しているとして、</p> <p>同17条「(3) 解約手続きは、必ず来店のうえ書面で行うものとし、電話、ファクシミリ、電子メールその他の通信手段による解約手続には応じません。」という規定は、同法10条に違反しているとして、</p> <p>同18条「(3) 休会手続きは、必ず来店のうえ書面で行うものとし、電話、ファクシミリ、電子メールその他の通信手段による休会手続には応じません。」という規定は、同法10条に違反しているとして、</p> <p>同19条「(1) 会員（同伴者を含む）が被った当施設利用中の損害や怪我その他の事故について（以下事故等といいます）本クラブに故意または過失がない限り、当社は、当</p>	再三の督促にもかかわらず事業者より回答はなし。県内事業者ということもあり、他の適格消費者団体に任せるということも不適切であるという判断のもと、適格認定後に訴訟を検討。

				<p>該事項に対する一切の責任を負いません。また当社は会員が諸施設外で被った事故等について一切の責任を負いません。なお会員が金銭、貴金属その他の貴重品の紛失、盗難の被害があった場合、当社は一切の責任を負いません。」という規定は、同法8条1項に違反しているとして、同27条「当社は、本会則および施設利用の規則を改訂することができます。予め1ヶ月前までに告知することにより、改訂した会則、規則の効力が全会員におよぶものとします。本会則の開示方法は、施設内への掲示とします。」という規定は、同法10条に違反しているとして申入れを行った。</p>	
11	2020.2.3～ 2022.6.16	事業者〇	サバイバルゲーム会場提供会社	<p>規約「レンタル品の紛失、破損に関しては修理代を全額請求させていただきます。」という規定は、消費者契約法10条に違反しているとして、</p> <p>規約「①施設内の物を破損した場合は、修理代を全額請求させていただきます。」という規定は、同法10条に違反しているとして、</p> <p>規約「②施設内での事故、ケガ、盗難等その他トラブルに関しては自己責任となり、当方では一切責任を負いません。」という規定は、同法8条1項に違反しているとして、</p> <p>規約「③悪天候またはその他予測不能な事由により、急遽クローズ、ゲーム中止または中断となる場合がございます。その際のご利用代金の返金はできません。」という規定は、同法10条に違反しているとして申入れを行った。</p>	<p>事業者より申入れに応じるとの回答があり、「レンタル品の紛失、破損に関してはサバイバルゲーム実施にあたって通常の使用で生じる破損である場合や利用者の責に帰すべき事由が無い場合を除き、経年劣化を考慮した費用を請求させていただきます。」「施設内設備の破損に関しては、サバイバルゲーム実施にあたって通常の使用で生じる破損である場合や利用者の責に帰すべき事由が無い場合を除き、経年劣化を考慮した費用を請求させていただきます。」「悪天候またはその他予測不能な事由により、急遽クローズ、ゲーム中止または中断となる場合がございます。その際のフィールド料金はゲーム開始時であれば100%、ゲーム開始途中でクローズ、ゲーム中止となった場合には利用時間に応じて返金致します。」に規約改正され、「②施設内で・・・」については削除されたため、終了とした。</p>

1 2	2020. 2. 3～ 2023. 3. 28	事業者P	ウォーターサーバーレンタル 会社	新聞に掲載された広告において、事業者のウォーターサーバーの月々のレンタル料が「今なら」無料とする表示（以下「本表示」と言います。）は、景品表示法5条2号に違反しているとして申入れを行った。	事業者より申入書に対する回答があり、「今後同じような広告を出さないこと、仮に広告を出すことがある場合、申し入れのとおり、記載内容は使わないことを約束する」とのことであった。また、HP上の同様の記載も削除を確認した。
1 3	2021. 7. 26 ～ 現在	事業者Q	卓上クーラー販売会社	新聞に掲載された広告の「9,980円のところ 初回限定！！半額以下2,980円」との表記は、景品表示法5条2号に違反しているとして、申入れを行った。	申入れ内容を踏まえ、対応を検討することであり、一時期広告はなくなったが、再び広告（カタログ）が出現した。
1 4	2022. 3. 28 ～ 現在	事業者R	住宅販売会社	新聞折込チラシ、業者ウェブサイト上に「年間の光熱費削減、売電収入を貯めると、年間24万円～30万円貯蓄できます。」「一般住宅光熱費¥16,000円（全国平均）－太陽光発電（4kw以上）＋オール電化住宅＝光熱費を大幅に削減」、「 $20,000 \times 360 = 720$ 万円/30年」、「賃貸、光熱費（電気・ガス代）24,000円、家賃65,000円、月の生活負担額89,000円」、「事業者の高性能住宅土地付、光熱費（電気代）±0円、ローン代67,000円－24,000円（電気代分）、月の生活負担額55,000円」、「毎月3.4万円お得！」、「35年で14,280,000円」などなどの表示がされているところ、これらの表示は景表法5条2号に違反しているとして、申入れを行った。	事業者より削除したとの回答があり、実際削除を確認したが、一部新しく表記された広告箇所、景表法5条2号違反の疑いがあるため、検討継続。